

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	住民税課税台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税状況把握	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6収入及び所得、7扶養人数、8寡婦、ひとり親、障害、勤労学生、9個人番号など	
記録範囲	賦課期日現在成田市に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による確定申告書、市民税・県民税申告書の提出 勤務先による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送 年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 勤務先による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特徴一人別PDFデータ（特別徴収義務者用）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	特別徴収義務者に通知する個人住民税の課税状況の把握	
記録項目	1氏名、2住所、3特別徴収税額（年税額及び月割額）、4勤務先（特別徴収義務者）	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による確定申告書、市民税・県民税申告書の提出 勤務先による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送 年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 勤務先による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	☐ 有 ☒ 無	
政令第21条第7項に該当するファイル		
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	退職所得に係る賦課簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの 利用目的	退職所得に係る市民税・県民税（現年分離課税）の特別徴収税額を把握 するため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4退職手当等支払金額、5勤続年数、 6課税額、7納税額、8特別徴収義務者	
記 録 範 囲	退職所得に係る市民税・県民税納税義務者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	退職金支払者による退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書の 提出 退職金支払者による退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出 金融機関による市町村民税・道府県民税納入申告書の提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税（給与特別徴収分）の課税状況及び徴収状況の把握のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4特別徴収税額（年税額・徴収済額・未徴収税額）、5勤務先（特別徴収義務者）、6異動年月日・異動事由、7個人番号	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特別徴収切替届出（依頼）書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税（給与特別徴収分）の課税状況及び徴収状況の把握のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4課税額、5納税額、6勤務先	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	特別徴収義務者による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	給与支払報告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	個人住民税課税のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4給与支払額、5扶養親族、6勤務先（給与支払者）、7寡婦・ひとり親・障害・勤労学生、8個人番号、9源泉徴収税額など	
記 録 範 囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	勤務先（給与支払者）による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	公的年金等支払報告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税課税のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4支払金額、5扶養親族、6年金支払者、7寡婦・ひとり親・障害、8個人番号、9源泉徴収税額など	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 他市町村による公的年金等支払報告書の回送	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税 税額変更調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の課税状況の把握	
記録項目	1氏名、2住所、3収入及び所得、4扶養人数、5寡婦、ひとり親、障害、勤労学生など	
記録範囲	住民税課税対象者のうち、税額変更者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による確定申告書、市民税・県民税申告書の提出 勤務先による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送 年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 勤務先による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	確定申告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	個人住民税課税のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4世帯主、5続柄、6職業、7電話番号、8収 入、9扶養親族、10課税額、11納税額、12勤務先、13寡婦、ひとり親、障 害、勤労学生、14個人番号など	
記 録 範 囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げ る納税義務者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人または代理人による確定申告書の提出 他市町村による確定申告書の回送 国税連携による税務署からの確定申告書データの受信	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税申告書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	個人住民税課税のため	
記 録 項 目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5収入、6扶養親族、7課税額、8 納税額、9勤務先、10寡婦、ひとり親、障害、勤労学生、11個人番号など	
記 録 範 囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げ る納税義務者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人または代理人による市民税・県民税申告書の提出	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 その 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	還付充当決議書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの 利用目的	市税過誤納金の還付・充当確認	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4課税額、5納税額、6還付額、7充当額、8口 座情報	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の 収集方法	収納管理システムから収集	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考	R6.10 名称変更(旧:過誤納金還付充当通知書(控))	

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	課税物件異動通知リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	課税物件異動通知のため	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報	
記録範囲	他市区町村で廃車手続きの終わっていない原動機付自転車等を成田市で登録した者	
記録情報の収集方法	軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税調定更正一覧表	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	調定更正を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報、4税額	
記録範囲	税額変更のある者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書や自動車検査証の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車課税番号簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの 利用目的	住登外者や法人の軽自動車用宛先番号の管理	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3本籍	
記 録 範 囲	住登外者や法人	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人又は代理人からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	課税物件異動通知書抹消リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	異動通知による登録抹消	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報	
記録範囲	他市区町村から異動通知が届いたもの	
記録情報の収集方法	他市区町村からの課税物件異動通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	送付先変更リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利用目的	納税義務者の送付先の管理	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報	
記録範囲	車両の納税義務者	
記録情報の 収集方法	本人又は代理人からの送付先変更申告書の提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	調定伺起票データ	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	調定更正を行うため	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報、4税額	
記録範囲	税額変更のある者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書や自動車検査証の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自納税通知書返戻リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	返戻になった納税通知書の管理	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報、4税額	
記録範囲	納税通知書が返戻になった者	
記録情報の収集方法	返戻になった納税通知書、他市区町村への住所照会の回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税公示送達告示文	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の 利 用 目 的	公示送達のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所	
記 録 範 囲	通常の方法によって納税通知書を送達できなかったもの	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	返戻になった納税通知書、他市区町村への住所照会の回答	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税納税通知書返戻分調書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税状況把握	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4車体情報、5税額	
記録範囲	通常の方法によって納税通知書を送達できなかったもの	
記録情報の収集方法	返戻になった納税通知書、他市区町村への住所照会の回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	返送者住所等照会リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納通返戻者の住所照会及び戸籍謄本等請求のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4本籍	
記録範囲	書類を送付し返戻になった者、及び相続人が不明な者	
記録情報の収集方法	他市区町村からの住民票や戸籍謄本	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	職権廃車リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	職権廃車をする対象車両	
記録項目	1氏名、2性別、3車体情報	
記録範囲	通常の方法によって納税通知書を送達できなかったもの	
記録情報の収集方法	返戻になった納税通知書、他市区町村への住所照会の回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	索引簿（通知先宛名分）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納通発送処理時の確認等	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報	
記録範囲	軽自動車税納税義務者	
記録情報の収集方法	DSKから	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	転出・通知先該当者リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	納通発送処理時の確認等	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3標識番号	
記 録 範 囲	住所とは別の送付先が設定されている転出者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	株式会社DSKから収集	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	日付注意リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納通発送処理時の確認等	
記録項目	1氏名、2標識番号、3登録日、4廃車日	
記録範囲	新年度の廃車、新規登録を行った者	
記録情報の収集方法	株式会社DSKから収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	入力注意リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納通発送処理時の確認等	
記録項目	1氏名、2住所、3標識番号	
記録範囲	住所コードが9999か空欄になっている者	
記録情報の収集方法	株式会社 DSK から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	索引簿（非課税分）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	納通発送処理時の確認等	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3車体情報	
記 録 範 囲	地方公共団体等、非課税の団体	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	株式会社 DSK から収集	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	納付書作成注意リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納通発送処理時の確認等	
記録項目	1氏名、2住所、3標識番号	
記録範囲	納税通知書作成時に標識等のエラーが出た者	
記録情報の収集方法	株式会社 DSK から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	宛名異動リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	死亡等に伴う宛名の変更作業	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4異動理由、5課税・滞納の別	
記録範囲	死亡等、住民記録が異動した者	
記録情報の収集方法	株式会社 DSK から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（県新規）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイル の利 用 目 的	軽自動車等の登録	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記 録 範 囲	成田市定置場の軽自動車を新規に取得した者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人又は代理人からの軽自動車税申告書（報告書）の提出	
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 そ の 旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（県変更）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車等の登録内容変更	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記録範囲	成田市定置場の軽自動車等を登録又は内容変更がある者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの軽自動車税申告書（報告書）の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（県廃車）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車等の抹消登録	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記録範囲	軽自動車を廃車又は定置場を他市町村に異動した者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの軽自動車税申告書（報告書）の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（市新規）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの 利用目的	原動機付自転車、小型特殊自動車等の登録	
記 録 項 目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記 録 範 囲	成田市定置場の原動機付自転車、小型特殊自動車等を登録する者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人又は代理人からの、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（市変更）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車等の登録内容変更	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記録範囲	成田市定置場の原動機付自転車、小型特殊自動車等を登録又は内容変更がある者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	軽自動車税申告書（市廃車）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車等の抹消登録	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5車体情報	
記録範囲	軽自動車等を廃車又は定置場を他市町村に異動した者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特徴税額通知（特別徴収義務者用）電子データ	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	特別徴収義務者に通知する個人住民税の課税状況の把握	
記録項目	1氏名、2住所、3特別徴収税額（年税額及び月割額）、4勤務先（特別徴収義務者）	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による確定申告書、市民税・県民税申告書の提出 勤務先による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送 年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 勤務先による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	☐ 有 ☒ 無	
政令第21条第7項に該当するファイル		
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	特徴税額通知（納税義務者用）電子データ	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	特別徴収義務者に通知する個人住民税の課税状況の把握	
記録項目	1氏名、2住所、3特別徴収税額、4所得金額、5所得控除、6税額控除、7寡婦・ひとり親・障害・勤労学生など	
記録範囲	賦課期日現在成田市内に住民登録のある者または地方税法第294条に掲げる納税義務者	
記録情報の収集方法	本人または代理人による確定申告書、市民税・県民税申告書の提出 勤務先による給与支払報告書の提出 他市町村による給与支払報告書の回送 年金支払者による公的年金等支払報告書の提出 勤務先による給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出 勤務先による特別徴収切替届出（依頼）書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）成田市役所総務部総務課	
	（所在地）〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	減免受付簿	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部市民税課 電話番号 0476-20-1513	
個人情報ファイルの利用目的	納税義務者の軽自動車税減免申請の管理	
記録項目	1氏名、2住所、3車体情報、4障害者氏名、5障害の区分、6障害の等級、7障害者手帳の手帳番号	
記録範囲	軽自動車税減免申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの減免申請書及び添付書類の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		